



桐生市生保訴訟第5回口頭弁論後の報告集会に臨む弁護団＝16日、前橋市内

桐生市、なお争う姿勢

前橋地裁 生活保護訴訟で口頭弁論

群馬県桐生市の生活保護費違法支給について受給者が市に損害賠償を求めた訴訟の第5回口頭弁論が16日、前橋地裁でありました。3月に「1日10000円の分割支給」などに関する市の第三者委員会の報告書が出て荒木恵司市長が謝罪し

てから初の口頭弁論。対応が注目されましたが、市は争う姿勢を変えませんでした。この日、原告は第三者委員会の報告書と市長の謝罪コメントを新たな証拠として提出。原告弁護団の斎藤匠弁護団長による

と、市側はこの日提出した書面で「保護費の残りを金庫に保管していたことを裏付ける法令が存在しないことを認めた」といいます。

閉廷後の集会で日本共産党の関口直久市議団長は「報告書が提出され、市の窓口対応で怒号がなくなり親切になったことは市民に喜ばれているが、裁判で以前のままの主張をしているのでは本当に反省している

のかが問われる。問題はまだ解決していない」と市の姿勢に疑問を投げかけました。

前橋地裁では、2013年からの生活保護基準引き下げに対して利用者が国や自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」の判決が6月11日に言い渡されます。全国の地裁判決の最後だとして、「生存権裁判を支える会」から支援の訴えがありました。